

紅紫萩 重要事項説明書

当施設が提供するサービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 施設の概要

開設者の名称	社会福祉法人 紅紫会
主たる事務所の所在地	〒 437-0023 袋井市高尾 1468 番地
電話番号	0538-43-0041
法人の種別及び名称	社会福祉法人
代表者職	理事長 松本 育
設立年月日	平成2年11月28日

施設の名称	紅紫萩
施設の所在地	〒 437-0023 袋井市高尾 1 4 6 8 番地
開設年月日	平成3年8月1日
交通の便	J R袋井駅よりバス10分 徒歩20分

2. 施設の職員の概要

職 種	員 数	勤 務	体 制
施 設 長	1 人	常勤 1 人	非常勤 ヘルパ - 3 人
生活相談員	1 人	常勤 1 人	非常勤 宿直 3 人
事 務 員	1 人	常勤 1 人	非常勤 人
介 護 職 員	2 人	常勤 2 人	非常勤 人
栄 養 士	1 人	常 勤 (兼 務) 1 人	非常勤 人

調理員は外部委託

3. 施設の設備概要

定員	60 人
居室	1人部屋 54室 (1室 19.8㎡~24.75㎡)
	夫婦部屋 3室 (面積 35㎡)
浴室	一般浴室 男女別に 各1箇所 本館の各階に各1箇所。新館の各個室はユニットバス付
食堂	110.7㎡
その他の設備	娯楽室 24.40㎡ 地域交流室 115.88㎡ ゲストルーム 20.47㎡ 相談室 10.0㎡ 洗濯室、サンルーム
居室設備	冷暖房装置、電話、簡易調理設備、洗面所、押入れ、トイレ 新館個室はユニットバス、深夜電力設備、

4. サービスの運営方針

高齢者の特性に配慮した快適な住居を提供し、利用者の自主性の尊重を基本として、明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助など、安定した生活の支援を行う。さらに疾病、災害等緊急時に適切に対応し、安心して生活が継続できるサービスの提供を行うことを運営の基本方針とする。

5. 利用料金

- (1) 当施設の利用料金は、サービスの提供に要する費用（以下「事務費」という）、生活費、管理費が基本料金となります。
- (2) 事務費については、前年の収入によって階層区分が決定されます。
- (3) 事務費、生活費については、国の基準により毎年見直された額となります。（逆及いたします。）
- (4) 管理費については、本館と新館では、建設した年度と設備及び居室の面積が異なりますので料金も異なります。
(別紙 利用料金表による)

(5) その他の費用

① 入居保証金

利用料の支払い、損害の賠償、その他契約から生じる責務を負担するため入居契約時に入居保証金を納入していただきます。この入居保証金は契約終了後2カ月以内に精算払いとなります。

② 居室で使用される個別な諸費用

居室で使用される電気料金、電話料金、水道料金は、使用量に応じて利用者の負担となります。

③ 備品修繕積立金

④ 介護保険のサービスの利用料金

介護保険の認定を受けて、介護保険のサービスである、通所介護、訪問介護、短期入所などを利用されることは可能です。

利用された場合の規定の料金は利用者の負担となります。

⑤ その他、緊急時以外で居室配膳など個別に申し出て、サービスを利用された場合は有料となります。

⑥ ただし、金銭の管理、重要書類、居室の鍵などは基本的に利用者自身の管理となります。

(6) 料金の支払方法

当施設に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。

毎月6日までに、当月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をします。なお電気使用料等については前月分を請求します。支払方法は、指定する金融機関から口座自動引落としとなります。

6. 施設の利用方法

(1) 施設に入居できる方は次の各号に該当される方です。

- 年齢が60歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であること。
- 身体機能が低下したり、家庭環境や住宅事情により一人で自炊が困難な方。
- 高齢のため一人での生活に不安のある方。
- 自立して生活のできる方。(介助を必要としないで自分で身の回りの事ができる方)
- 所定の利用料金を納めることができる方。
- 身元保証人がたてられる方。

(2) 入居手続き

- 施設への入居希望者は、別紙「入居申込書」に記載の上、住民票、前年の収入状況が確認できる書類、健康診断書を添えて施設に提出していただきます。
- 申込み後、申込者本人及び保証人との面接を行い、生活状況等の事情を聞き取りいたします。
- 入居が決定した場合は、契約書を作成し、身元保証書、戸籍謄本等を提出いただきます。

(3) 退去について

- 施設を退去しようとする時は、別紙「退去届」を30日以前に提出していただきます。
- 退去に際しては、使用した居室は入居時の原状に復していただくことになります。
- その場合の工事、修繕は、複数の業者から見積りを取って改装していただきます。
- 利用者が亡くなったときは、契約は自動終了となります。

(4) 入居の取消

次の各号の一つに該当するときは、入居を取り消し、または2か月の予告期間後、契約を解除することがあります。

- 不正または偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- 正当の理由がなく利用料を滞納したとき。
- 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障を与える恐れがあると認められたとき。
- 前各号のほか、施設での生活が不相当と認められたとき。

(5) その他

当施設が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたや、あなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当施設が閉鎖した場合、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

7. サービスの内容

当施設があなたに提供するサービスは、紅紫萩管理規定第4章による以下のとおりです。

① 食事

- ・施設は、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに身体の状態、嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。
(食事時間)

朝食 7:30 ~ 昼食 12:00 ~ 夕食 17:30 ~

② 入浴

- ・入浴は隔日以上とし、定められた時間内に自由に入浴できます。
- ・シャワーは利用者が常時利用できる設備となっています。

③ 相談・助言

- ・日常の生活相談や、健康面の助言、必要に応じて行政や在宅サービスの利用の相談、助言について、積極的に協力援助いたします。

④ 健康管理・保健衛生

- ・緊急の病気や怪我などの場合には、迅速に対応し必要な医療機関との協力体制を整えます。
- ・利用者の健康診断は定期的に勧め、記録を保存し保健衛生に配慮します。
- ・行事や趣味活動、レクリエーションへの参加により健康の保持や疾病の予防に配慮していきます。

8. 非常災害対策

非常時の対応	別に定める「紅紫萩消防防災規定」に基づき対応します。
近隣との協力関係	隣接地のNSKワナー高南寮とにおいて災害応援協定を締結しており非常時には協力体制が整っています。 また、宿直員を毎夜配置して夜間の防災体制を強化しています。
平常時の防災訓練等	日常、非常災害発生を想定して防災訓練を実施し、災害発生時の被害の発生を防止するよう努めています。
防災設備	非常ベル、消火器設備、消防防災設備を備え、定期点検を実施し、万一に備えています。スプリンクラー設置

9. 損害賠償責任

- (1) 施設は天災、事故その他の不可抗力による火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、入居者が受けた損害、災難については賠償責任をおいしません。
ただし、施設側に重大な過失等が認められる場合は、この限りではありません。
- (2) 入居者は、故意または重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、または現状に回復していただきます。
また、承認を受けずに居室の形状を変更したり、工作することはできません。

10. 苦情の受付について（契約書 第26条）

(1) 当施設における苦情の受付

入居者またはその家族は、当施設における苦情についていつでも申し立てることができます。当施設に苦情を申し立てたことにより、何らかの差別待遇を受けることはありません。

また、当施設は苦情解決に関する要綱を定め、第三者委員を委嘱しています。入居者等からの苦情に対して、適正に対応し解決に努めます。

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情解決責任者	施設長	松本 育
受付時間	8:30 ~ 17:30	
連絡先	電話	0538-43-0041
	FAX	0538-43-7701

利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置していますのでお気軽にご相談下さい。

(2) 第三者委員

氏名	住所	連絡先
鈴木 孝宜	袋井市高尾 1160-10 番地	0538-42-2521
永島 信之	袋井市高尾 940 番地 1	0538-43-3431

(3) 行政機関その他苦情受付機関

袋井市役所市民課介護保険係	〒437-8666 袋井市新屋1-1-1 電話 0538-44-3152 窓口 介護保険係
浅羽支所市民サービス課（福祉担当）	窓口 市民サービス課（福祉担当） 0538-23-9213
静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 電話 054-221-2142 窓口 福祉指導課

平成 年 月 日

(施設)

紅紫萩の利用に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 袋井市高尾1468番地

名称 紅紫萩

説明者 印

(入居者)

この説明書により、紅紫萩の利用に関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏名 印

(身元保証人)

住所

氏名 印

住所

氏名 印
